## (宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 渡邊 昌一郎

)

# 手書き請求書に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項(鎌倉市議会会議規則第105条)の規定により次のと おり質問する。

#### 1 件名

平成23年度着地型観光事業における「手書き請求書」の件

## 2 質問の要旨

近年、民間企業では担当者がパソコンで請求書を発行すると、営業本部や経理部門に 請求数字が伝わるシステムになっている。旅行業会最大手のJTBであればパソコンで発行 するはずである。

しかしながら、今回の事業ではJTBの請求書は手書きで書かれている。今時、請求書を 手書きで発行するのは、何らかの特別な理由がある時である。

何故、あえて手書きとしたかをJTBに確認して理由を公開してほしい。

また、請求書には担当者の氏名が明記されていない。この発行人はJTBの誰なのか。請求書を発行するのにJTBが担当者氏名を記入しないのはあり得ない。何故、担当者氏名が記入されていないのか?

JTBのレターヘッドで回答・添付して回答されたい。

### 3 答弁を求める者

鎌倉市長 (JTB担当者)

#### 4 答弁の期限

(平成27年11月13日まで) 無(理由: